

13 平成19年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,826	1	1,827	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

- (注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成19. 4. 1現在)による。
 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。
 3 道府県民税所得割については、神奈川県のみ超過税率を採用している。

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,826	1	1,827	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

- (注) (1)の(注)に同じ。

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
		12.6% ~13.1%	13.2% ~13.9%	14.0% ~14.6%	14.7%	小 計		
人口50万以上の市	2	—	—	—	5	5	7	20
人口5万以上 50万未満の市	99	1	8	6	181	196	295	214
人口5万未満の市	76	5	5	7	124	141	217	29
町 村	608	15	26	27	314	382	990	32
合 計	785	21	39	40	624	724	1,509	295
構 成 比	52.0%	1.4%	2.5%	2.7%	41.4%	48.0%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注)1に同じ。
 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000円)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
			3,000,100円~ 3,299,900円	3,300,000円~ 3,479,900円	3,480,000円~ 3,599,900円	3,600,000円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.0%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注)1に同じ。
 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第312条第1項第2号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.0%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第312条第1項第3号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.0%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第312条第1項第4号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.4%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第312条第1項第5号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.4%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第312条第1項第6号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	368	—	1	—	115	116	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,402	—	4	1	366	371	1,773	31
構 成 比	—	79.1%	—	0.2%	0.1%	20.9%	20.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第312条第1項第7号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	368	—	1	—	114	115	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,403	—	4	1	365	370	1,773	31
構 成 比	—	79.1%	—	0.3%	0.1%	20.6%	20.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第312条第1項第8号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円			
人口50万以上の市	—	22	—	—	—	4	4	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	369	—	2	—	113	115	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	189	191	1,024	—
合 計	—	1,404	—	5	1	363	369	1,773	31
構 成 比	—	79.2%	—	0.3%	0.1%	20.5%	20.8%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第312条第1項第9号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円			
人口50万以上の市	—	22	—	—	—	4	4	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	374	—	1	—	109	110	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,409	—	4	1	359	364	1,773	31
構 成 比	—	79.5%	—	0.2%	0.1%	20.2%	20.5%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過税率			計		うち 不均一 課税団体
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	-	-	%	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	-	-	%	28	100.0	14
人口5万以上 50万未満の市	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	471	92.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小 計	38 - -	7.3 - -	509	100.0	191
人口5万未満の市	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	198	80.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小 計	45 3 -	18.1 1.2 -	246	100.0	89
町 村	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	950	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小 計	55 17 -	5.3 1.4 -	1,022	100.0	212
合 計	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	1,647	91.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 計	138 20 -	7.5 1.0 -	1,805	100.0	506

(注) (1)の(注)に同じ。